

意見書

平成16年8月24日

総務省 総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号

(ふりがな)

住 所:

(ふりがな) こくりょうじろう ふじい よりこ

氏 名: 國領 二郎、藤井 資子

電話番号:

電子メールアドレス:

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

電波資源が有限稀少でありその社会的に有効な活用を促進する必要性に賛同しつつ、電波利用に係る制度設計について若干の意見を述べます。

(1) 電波利用料制度の性格について

新たな電波利用料の使途候補として、デジタルディバイド解消、電波有効利用のための研究開発があげられています。いずれも非常に重要な分野で、財源確保のご努力には敬意を表します。しかし、「電波利用共益費用（手数料）」という制度の性格を考えますと、使途はやはり本来の電波利用に係る行政事務等に限られるべきで、それ以外の支出は一般財源で行われるべきと考えます。

無線電子タグを用いた商品安全情報開示システム等の電波を活用するアプリケーションの多くは、直接的に電波を利用しない一般消費者にまで恩恵をもたらす、必ずしも利得の全てが無線局の設置者に帰するわけではない外部性の強いものです。そのようなものに対して、無線局を設置する業界に費用負担を求めますと、デジタルディバイド解消などに対して社会的ニーズが大きくなるほど、設置者の負担が大きくなり設置のディスインセンティブとなる、という矛盾を内包した制度になってしまいます。

業界という「取りやすい」ところに財源をつくることで、国民に恩恵をもたらす電波利用促進策に一般財源から回される資金が抑制される結末を危惧しております。戦略的な制度づくりをお考えいただければ幸いです。

(2) 免許不要局の扱いについて

最終報告書（案）では、免許不要局からの電波利用料徴収の理由として、電波利用社会発展のために必要な財源を広く薄く利用者全体で負担することが述べられています。（1）で述べたように、電波の受益者は全国民であるという理由で、そのような趣旨の支出は一般財源で行われるべきと考えております。また、免許不要局は、元来その割り当てられた帯域の使用人を限定しない制度であり、免許不要局からの電波利用料徴収は高速道路の建設費を、一般道路の歩行者から通行税を取り立てることでまかなうような論理で、社会通念上受け入れ難いように思います。